

# 日本MRF(マネー・リザーブ・ファンド)契約約款

## 1. 契約の趣旨

この規定は、お客様（以下「申込者」といいます。）と岡三証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の岡三アセットマネジメント株式会社の発行する日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）受益証券（以下「日本MRF」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当社は、この約款に従って日本MRFの累積投資業務を申込者と締結いたします。

## 2. 申込方法

- (1) 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名・捺印し、これを当社の本支店又は営業所（以下「扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込みものといたします。
- (2) 契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の日本MRF累積投資口座を開設いたします。  
なお、印鑑届により当社に届出されている印影をもって当社への届出印といたします。
- (3) 上記1に基づき口座を設定した場合には、口座開設のご案内を遅滞なく送付いたします。

## 3. 金銭の払い込み

申込者は、日本MRFの買付にあてるため1回の払い込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

## 4. 取得時期・価額

- (1) 当社は申込者から取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、日本MRFを申込者に代わって取得し、正午を過ぎて当該払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日本MRFを申込者に代わって取得します。  
但し、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。  
なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限りません。
- (2) 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
- (3) 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項(1)及び(2)の規定に係わらず申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に日本MRFを申込者に代わって取得します。
- (4) 取得された日本MRFの所有権並びに元本又は果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

## 5. 有価証券の保管

- (1) この契約によって取得された日本MRFは、全て当社において、他の申込者の日本MRFと混蔵して、大券をもって保管いたします。  
ただし、当社で保管することに代えて当社名義でりそな信託銀行に再預託することがあります。  
なお、投資信託受益権振替決済取引に係る受益権については株式会社証券保管振替機構の振替口座簿等へ記載又は記録により管理いたします。
- (2) 前項により混蔵して保管する日本MRFについては、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。
  - ① 寄託された日本MRFに対し、寄託の額に応じて共有件を取得すること。
  - ② 日本MRFの新たな寄託又は返還については、他の申込者と協議を要しないこと。
- (3) 当社は、この契約により保管している日本MRFの保管料を申し受けることがあります。

## 6. 果実の再投資

- (1) 前5項の保管に係る日本MRFの果実は、前月の最終営業日（その翌月に取得した場合については、当該取得日から当月の最終営業日の前日に申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額を持って当該最終営業日の前日の基準価額で日本MRFを申込者に代わって取得します。
- (2) 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定に係わらず、申込日の翌営業日以降、最初取得した基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口

の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に日本MR Fを申込者に代わって取得します。

## 7. 返 還

- (1) 申込者は、自己の所有する日本MR Fを解約請求の方法により、当社に返還を請求することができます。この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、返還の請求があった日の翌営業日（以下「受渡日」といいます。）の前日の基準価額により、これを換金しその金銭の引渡しをもって返還に代えるものとします。
- (2) 当社の扱店が相応の事由があると認めた場合、申込者は前項の返還方法の他、買取請求の方法により金銭の返還を受けることができます。  
この場合、当該請求に係る日本MR Fについては、買取請求日前日の基準価額をもって当該日本MR Fを買取り、以下に定める買取りによる返還金額の引渡しをもって返還に代えるものとします。  
買取りによる返還金額＝買取請求日前日の基準価額×買取金額
- (3) 返還請求の対象は、この契約の解約の場合を除き元本部分のみとし、果実の返還は行いません。  
但し、前6項の(1)に基づく最終営業日に元本に組入れられた再投資口数に相当する部分については当該最終営業日の翌営業日以降に返還請求を行えるものとします。
- (4) 前項(1)及び(2)の請求並びに返還は、所定の手続きによってこれを行うものとし、扱店において申込者に返還いたします。

## 8. 自動取得・自動換金

- (1) 申込者の証券総合口座取引において、その売却金額等の全部又は一部をもって自動的に日本MR Fを買付けます。
- (2) 申込者の証券総合口座取引において、その買付金額等の全部又は一部に日本MR Fの全部又は一部を自動的に換金することで充当します。

## 9. キャッシング

- (1) 申込者は、前7項の返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。
  - ① キャッシングの申込みがあった場合、当社は日本MR Fの残高に基づき計算した返還可能金額又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として日本MR Fを担保に金銭を貸出すことができます。  
但し、申込者の取引状況等により貸出しをしない場合があります。  
なお、返還可能金額は次の計算式により算出します。  
返還可能金額＝返還請求日の申込者の所有口数×返還請求前日の基準価額
  - ② 前号のキャッシング申込日に当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相当する日本MR Fについて、当該貸出しの担保として、その受益証券に質権を設定すると同時に前7項の換金手続きを行います。
  - ③ 前号の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別にキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実より源泉税相当額を差引いた金額は、次の計算式により貸出し当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出金利として当社がもらい受けます。  
貸出金利＝（解約される受益証券に係るキャッシング貸出日から当該受渡日の前日までの果実）  
（A）－源泉税相当額 {（A）×（所得税率＋住民税率）}  
なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。
  - ④ 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、第2号の換金の手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を申込者に請求できるものとします。
- (2) 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は届出印の押印された所定の受領書と引換えに、扱店において申込者に金銭をお引渡しします。

## 10. 解 約

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - ① 申込者から解約の申出があったとき。
  - ② 当社が日本MR Fの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
  - ③ 日本MR Fが償還されたとき。

- (2) 当社は引続き3か月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- (3) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく保管中の日本MR F及び果実を前7項の規定に準じて扱点において申込者に返還いたします。

## 11. 報告

申込者の日本MR Fの取引に係る申込者への報告は取引残高報告書を通じて行います。

## 12. 申込事項等の変更

- (1) 改名、転居並びに届出印の変更等申込事項に変更があったときは、申込者は所定の用紙によって遅滞なく当社に届けていただきます。
- (2) 前項の届出があったとき当社は、戸籍謄本、印鑑証明書その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

## 13. その他

- (1) 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 当社は、次の各号によって生じた損害についてその責を負いません。
  - ① 届出印の押印された所定の受領書と引換に日本MR F又は果実を返還した場合。
  - ② 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく日本MR F又は果実を返還しなかった場合。
  - ③ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく日本MR Fの買付け、若しくは日本MR F又は果実の返還が遅延した場合。
- (3) この約款は法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以上

(平成24年6月4日)